

# 非営利組織（NPO）の基本的性格に関する一考察

## A Study on the Basic Character of Non profit Organization

西 村 剛  
Tsuyoshi, NISHIMURA

はじめに

- I 経営学の研究対象としての非営利組織（NPO）
  - II 非営利組織（NPO）の定義
  - III 非営利組織（NPO）と営利組織（企業）との違い
- 結びにかえて

はじめに

現在の日本ではバブル経済崩壊後からの深刻な不況が長期にわたって続いており、経済は低迷の一途を辿っている。また企業経営においてはバブル経済期にもはやされ、世界各国が注目して盛んに取り入れた日本的経営はもはや過去の産物となり、それはすでに神話化され、賞賛されるどころか批判の対象となっている。そして日本国内においてもその日本的経営が再検討されはじめ、すでに変化しているところもある。例えば経営の再構築の方法の1つであるリストラ、すなわち終身雇用制の崩壊などはその象徴的な現象といえるであろう。

また社会現象としては高齢化が進む一方、少子化も同時に進行しており社会構造にゆがみが生じている。さらにどの企業においても団塊世代がここ数年の間に定年退職を迎えるという重要な問題も浮き彫りになってきた。社会構造のみならず、それと併行して企業内の組織構造にもこれまで経験したことのないような状況が現れてきている。つまり一方では社会構造の変化、他方では企業内組織構造の変化などが同時に進行している。

このような背景のもとで、これまで社会に対して企業が一定の役割、つまり財（商品）やサービスを提供したり、また雇用機会の創出を行って役割を果たしていた。しかしこのような現在までの企業の制度・体制では、この社会のそして経済の大変革期のスピードには対応できず、そのため実際社会的に多くの問題が生じている。例えば企業が対応できない問題に関してはこれまでは他の主体、具体的に言えば政府や行政などがその対応策を見だし対処してきた。現在まで一定の役割を果たしてきた企業や政府ないし行政では高齢化のスピード、社会状況の変化の速さについていくことがもはやできなくなっている。そこでこのめまぐるしく変化している社会状況においてその速さや諸問題に対応することのできる存在が注目されはじめた。もちろんそれは既述したような企業でも政府、行政でもない存在である。そしてその存在こそが非営利組織（NPO）なのである。この非営利組織（NPO）は極端に言えば企業のように営利を追求することを主たる目的とした組織（主体）とは違い、また政府や行政のように公

公益性を追求することを主たる目的とした組織（主体）とも異なる存在であり、これまでは注目されてこなかった組織（主体）であった。しかし今までは等閑に付されていた非営利組織（NPO）が現在さかんに注目されはじめている。それは法律制度の制定によるところも大きいですが、その非営利組織（NPO）に対する社会の要求・需要が増えてきたからである。そして非営利組織（NPO）に関してこれまで研究対象としては見ていなかった経営学の分野においても、それを研究対象としさまざまな研究がすでに進められている。そのように斯学でも研究対象となってきた非営利組織（NPO）の基本的な性格について本稿では考察していく。

## 第1章 経営学の研究対象としての非営利組織（NPO）

### （1）広義の研究対象としての非営利組織（NPO）

これまで経営学という学問分野では主として「企業」が研究対象として認知され、その企業の内容つまり構造や運営について検討されてきた。例えばそれは大橋昭一教授も述べておられるように「経営学は、一言でいえば、企業を中心とした経営（体）の構造と運営に関する学問である。経営にはさまざまなものがあるが、その中心をなすのは企業である」<sup>1)</sup>。このような認識に由来している。この認識からも理解できるように、経営学の研究対象は狭義に捉えれば「企業」である。また広義に把握すれば「企業を中心とした経営（体）・組織体」も含めることになる。しかしあくまで経営学は企業の実践的要請にこたえて生じた学問であり、企業経営をいかにすればよいのかということが中心問題であった。そのためこれまで実際斯学における先学者達の足跡を辿ってみれば明確なことであるが、経営学の研究対象として「企業」についてさまざまな検討がなされてきた。しかしその企業とは異なる経営（体）・組織体をも研究対象とする考え方が徐々に広がってきている。つまり斯学においても現代社会の変化に対応していくためには狭義の研究対象である「企業」の究明を行うだけでは充分ではなく、広義の研究対象をも解明することが要求されるようになってきた。そういった広義の研究対象である「企業を中心とした経営（体）・組織体」、換言すれば企業だけでなく「企業とは異なった経営（体）・組織体」を考察することによってさらに狭義の研究対象である「企業」の特徴が明らかになることもあり、企業と異なる経営（体）・組織体を本稿では研究対象に位置づけた。

本稿で研究対象となる企業以外の経営（体）・組織体とは非営利組織（NPO）である。では非営利組織（NPO）とはいったいどのような特徴をもっているのだろうか。社会構造の変化によって生じ、現在さまざまな意味で注目されている非営利組織（NPO）の特徴（基本的性格）について詳しく究明していく。

### （2）非営利組織（NPO）の起源

経営学の研究対象を広義に捉えれば、既述したように企業以外の組織（体）の運営や経営活動を行っている主体も含まれることになる。そのような主体はたくさん存在するがここで焦点を当てるのは非営利組織（NPO）である。ではこの非営利組織（NPO）とはどのような組織なのだろうか。日本語では非営利組織、英語ではNon-profit Organization. Not-for-profit Organization といい、アメリカで誕生したものである。日本やアメリカだけでなくドイツ、フランス、イギリスなどを含め約35カ国で非営利組織（NPO）の活動は行われている。<sup>2)</sup>

わが国において非営利組織（NPO）ないし特定非営利活動法人（NPO法人）に関する法律が施行され

たのは1998年12月1日であった。この法律の正式名称は「特定非営利活動促進法」である。「特定非営利活動促進法」は、衆議院本会議において全会一致で可決され1998年3月19日に成立し、同年3月25日に公布され、その年内に施行されたのである。2005年9月末日現在で23600件を超える非営利組織団体が認証されている。<sup>3)</sup> この法律成立のきっかけになったのは1995年1月17日に起こった阪神・淡路大震災である。その際死亡者6430人、行方不明者3人、負傷者35000人という未曾有の被害を被ったのである。1995年は「ボランティア元年」とも呼ばれ、多くの人々が震災後、人的、物的な救済活動、ボランティア活動を行った年である。そのボランティア活動に参加した人数はのべ100万人を上回るとされている。<sup>4)</sup> 災害に対する救済活動はそれまでは政府や行政など公的部門の役割と一般的には認識されていたし、実際それは政府や行政によって行われていた。しかしこの震災を契機にそういった認識に変化が生じた。災害に対して政府や行政の対応のみでは十分な救済活動が行えず、一般市民の協力なくして不可能だったからである。つまり一般市民の自発的なボランティア精神が震災の復興に大きな役割を果たしたのである。そしてその際、このボランティア活動を組織する団体などを必要とした。そのような一般市民の活動などの社会的背景があり非営利組織（NPO）が注目されるようになってきた。

(表1) NPO法人認証・解散団体累積件数の推移

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
認証数（累積）	1,176	3,156	5,625	9,329	14,657	19,963
解散数（累積）	0	0	22	66	135	310

※時点はいずれの年も12月

(出所) 経済産業研究所「2004年 NPO法人アンケート調査結果報告」アンケート調査結果の概要 (使用データ) [http://www.rieti.go.jp/projects/npo/2004/2\\_0.pdf](http://www.rieti.go.jp/projects/npo/2004/2_0.pdf) (アクセス日 2005/11/17)

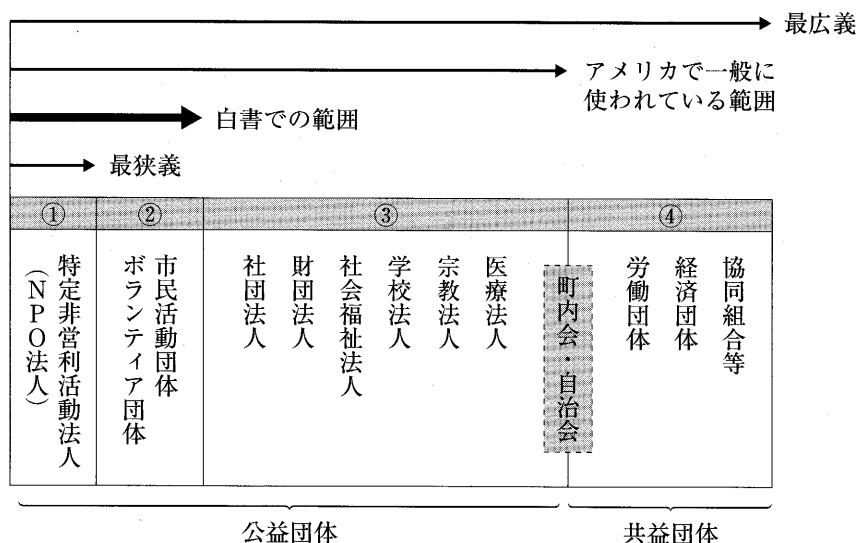
### (3) 特定非営利活動促進法とは

ではその「特定非営利活動促進法」とはどのような法律なのだろうか。「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会的貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする」と特定非営利活動促進法第一条<sup>5)</sup> で定義されている。この法律は民法の特別法に位置づけられている。わが国では非営利活動を行う団体としては公益法人すなわち財団法人、社団法人やそれ以外に社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人、その他非営利法人として協同組合、商工組合（経済団体）、その他政党や労働組合（労働団体）などが存在している。<sup>6)</sup> (図1参照)

特定非営利活動促進法第二条では具体的に対象となる団体を次のように限定している。「この法律において『特定非営利活動』とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう」<sup>7)</sup> とし、別表<sup>8)</sup> では17分野の活動に関わる団体を認証している。その17分野とは次のようなものである。<sup>9)</sup>

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動、
- (2) 社会教育の推進を図る活動、
- (3) まちづくりの推進を図る活動、
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、
- (5) 環境の保全を図る活動、
- (6) 災害救援活動、
- (7) 地域安全活動、
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動、
- (9) 国際協力の活動、
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、
- (11) 子どもの健全育成を図る活動、
- (12)

(図1) 非営利組織 (NPO) に含まれる団体の種類



(備考) まれに地縁組織である町内会や自治会をNPOに含めるときがある。

(出所) 経済企画庁編『平成12年版 国民生活白書 - ボランティアが深める好縁-』  
大蔵省印刷局 2000年 130ページ。

(表2) 別表(特定非営利活動促進法第2条関係)の公布当時と現在の変化

従前 (1998年特定非営利活動促進法公布当時)

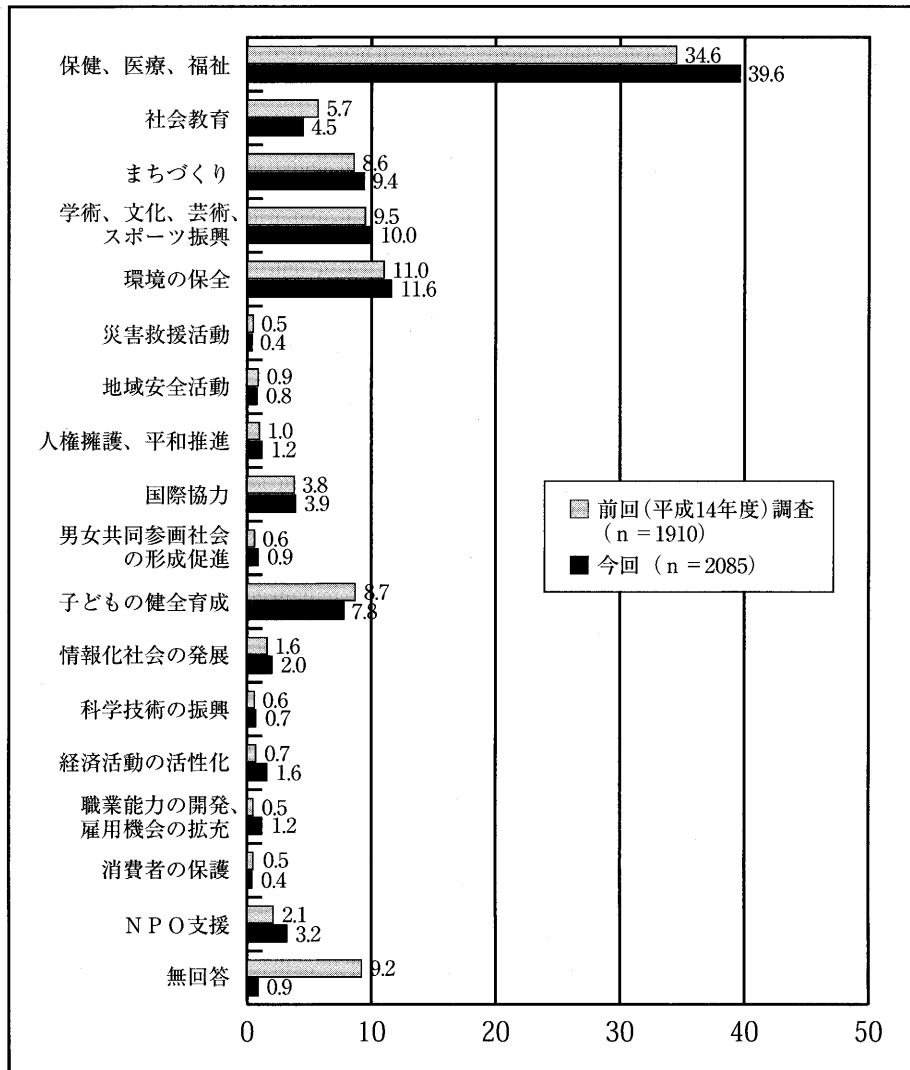
- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

改正後 (2003年5月1日以降)

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

情報化社会の発展を図る活動、(13) 科学技術の振興を図る活動、(14) 経済活動の活性化を図る活動、(15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動、(16) 消費者の保護を図る活動、(17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動などがあげられている。しかしこれに当てはまらない分野で活動している団体などは、さらに上記の活動以外に付け加えて欲しい

(表3) NPOとしての活動状況「主な活動分野別団体数の構成」(前回調査との比較)



(出所) 経済産業研究所「2004年 NPO法人アンケート調査結果報告」アンケート調査結果の概要 (使用データ) [http://www.rieti.go.jp/projects/npo/2004/2\\_0.pdf](http://www.rieti.go.jp/projects/npo/2004/2_0.pdf) (アクセス日 2005/11/17)

\*表3は2004年11月12日に経済産業研究所がNPO法人に向けて活動状況について実施したアンケートに基づく結果である。調査対象は2002年度に経済産業研究所が行なった同調査で回答のあったNPO法人1845団体、それに各都道府県や内閣府ホームページにおいて2004年8月末現在で把握されたNPO法人のうち1/2抽出した8036団体、合計9881団体である。最終的には2005年1月末日までの回答結果をまとめたものである。回答数は2099団体、そのうち有効回答数は2085団体、回答率は23.1%であった。(出所) 経済産業研究所「アンケート調査の概要」<http://www.rieti.go.jp/projects/npo/2004/1.pdf> (アクセス日 2005/11/17)

い活動として次のものなどをあげている。企業や行政の監視、動物保護、食糧自給率を高めるための自作農家の支援をするような産業支援型の活動などである。このような要望が多いためこの法律の成立当初の活動範囲は12分野であったが、その後12分野から17分野に改正された。(表2参照)<sup>10)</sup>

この「特定非営利活動」の17分野において実際活動しているNPO法人に対して経済産業研究所が活動状況について調査した結果によると、2005年1月末の時点で各活動に従事しているNPO法人の割合は、「保健、医療、福祉」分野で39.6% (括弧内は2002年度調査結果-34.6%)、「環境保全」で11.6% (11%)、

(表4) NPO法人の分野別認可団体数の推移

活動分野	時点	1999年 9月	2000年 9月	2001年 9月	2002年 9月	2003年 9月	2004年 9月	2004年 12月
保健、医療、福祉		480	1,702	3,063	4,956	7,755	10,667	11,298
社会教育		249	954	2,003	3,740	6,306	8,827	9,395
まちづくり		230	856	1,725	3,087	5,154	7,423	7,898
学術、文化、芸術、スポーツ		193	676	1,335	2,441	4,027	5,865	6,247
環境保全		174	684	1,357	2,337	3,835	5,453	5,789
災害救援		87	231	389	636	954	1,247	1,309
地域安全		63	197	382	692	1,119	1,663	1,762
人権擁護、平和推進		102	381	744	1,293	2,111	2,910	3,063
国際協力		194	632	1,186	2,019	3,131	4,203	4,445
男女共同参画		81	249	456	794	1,275	1,723	1,831
子どもの健全育成		232	844	1,695	3,054	5,102	7,264	7,770
情報化社会		0	0	0	0	126	958	1,106
科学技術振興		0	0	0	0	58	465	554
経済活性化		0	0	0	0	159	1,233	1,436
職業能力、雇用機会		0	0	0	0	163	1,432	1,702
消費者保護		0	0	0	0	68	533	628
NPO団体の援助活動		236	868	1,784	3,229	5,400	8,021	8,614
法人数		741	2,666	4,966	8,315	13,250	18,757	19,963

(出所) 経済産業研究所「2004年NPO法人アンケート調査結果報告」アンケート調査結果の概要(使用データ)  
[http://www.rieti.go.jp/jp/projects/np0/2004/2\\_0.pdf](http://www.rieti.go.jp/jp/projects/np0/2004/2_0.pdf) (アクセス日 2005/11/17)

「学術、文化、芸術、スポーツ振興」で10.0% (9.5%)、「まちづくり」で9.4% (8.6%)、「子供の健全育成」で7.8% (8.7%)となっている。やはり「保健、医療、福祉」分野に従事しているNPO法人が全体の約4割を占めており非常に多く、「保健、医療、福祉」分野がNPO法人活動の代名詞的存在となっている。(表3を参照)

特定非営利活動促進法という法律、対象となる活動等が明らかになったところで非営利組織(NPO)の発生の背景について見ていくことにする。

#### (4) 政府の失敗、市場の失敗

既述したように非営利組織(NPO)の台頭は、わが国では1995年の阪神・淡路大震災がきっかけであった。ではなぜそれから非営利組織(NPO)が注目されはじめたのだろうか。それは震災の際に政府、行政機関の役割、機能が通常通り行われなかったことによるからである。当時はそれを補うために一般市民がボランティアというかたちで支援・援助したのである。非営利組織(NPO)は政府、行政などとは違う立場で社会に介入することになるが、具体的にその組織はどのような社会的背景のもとで生じたのだろうか。

周知のように現代社会で生活するために必要となる財(商品)やサービスは一般的には企業が提供している。しかし財(商品)やサービスを提供しているのは企業ばかりではない。その他、私たちは政府や行政からも財やサービスを受けている。つまり私たち個人は消費生活をするにあたり企業、政府や行政という主体が存在しなければ生きてはいけないほどそれらとは密接に関連している。このような企業、政府や行政などは重要な存在であるがそれぞれの役割や目的は異なっている。主として企業は役割とし

て需要者（消費者）が要求する商品（財）やサービスを提供し、そして営利を追求することを目的とした経済的主体であり、政府や行政は国民の要求する公共の財やサービスを提供し、公共の利益を見出すことを目的とした主体である。企業は経済性、収益性、生産性、合理性などを追求し、それに対して政府や行政は公共性、均等性、均質性、画一性などを追求し、またそれらを実現していた。

だがこの両者は多様化した現代社会における需要者（消費者）のつまり国民の要求、欲求を十分に充すことはできなくなってきた。そのため国民には不満が生じてくる。とくに公共の財やサービスの不足（不充足）に関して国民の多くは不満をもっている。このように物質的にも、精神的にも豊かな社会になり、すなわち経済的にも、生活的にも高度な社会においては国民の多様化したニーズに応えることは一昔前までの政府や行政の公共性、均等性、均質性、画一性などのみを掲げて公共の財やサービスを提供することだけでは難しくなってきた。そのような公共の財やサービスでは国民のニーズはもはや充されなくなってきた。また他方の企業（私企業）は経済性、収益性、生産性、合理性などが求められない部分（分野）、利潤追求ができない部分（分野）には手を出すこと、進出することはない。それがたとえステイクホルダー（利害関係者）との関係で社会的な貢献が必要となり多少関わることがあったとしても、企業に対して多くの期待をもつわけにはいかないのが現状である。前者すなわち政府や行政では、平均的なニーズを想定し平均的に画一的に財やサービスを提供せざるをえないために、平均的なニーズをもつ需要者（消費者）のそれしか充すことができない。つまりそれ以外の国民（需要者、消費者）のニーズを充すことができない。それを「政府の失敗」（government failure）と呼ぶ。

この政府の失敗と同時に「市場の失敗」（market failure）も生じている。企業は市場で商品（財）やサービスを必要とする需要者（消費者）に対しそれらを提供するのであるが、しかし周知のようにこの市場は完全なものではなく供給が過小になったり、反対に過剰になったり不安定である。この不安定な状態を市場の失敗と呼ぶ。その市場の失敗の1つの例として「情報の非対称性」（information asymmetry）があげられる。「情報の非対称性」とは、商品（財）やサービスの需要者（消費者）と提供者（企業）の力関係の問題である。需要者（消費者）はその商品（財）やサービスを提供している企業より情報が極端に少ない場合が多い。その点を利用して提供者である企業は商品（財）やサービスを高額で販売したり、需要者（消費者）に不利な行動を行う可能性がある。これを情報の非対称性と呼ぶ。需要者（消費者）はそのような状況が生じることを予め知っているため、専門性の高い商品（財）やサービスを需要する際には、信頼のおける提供者にそれを求めることになる。その信頼のおける提供者は営利企業ではなく非営利組織（NPO）なのである。なぜならば非営利組織（NPO）の場合には、非分配制約（nondistribution constraint）が課されているので、すなわち不当な行為によって利益をあげることが制約されているので、営利企業よりも非営利組織（NPO）の方が信頼のおける安全な経営を行っている的需要者（消費者）は考えるからである。つまり情報の非対称性を利用して商品（財）やサービスを提供するとは考えにくいと需要者（消費者）は認識し、非営利組織（NPO）を選択する。そしてこのような考えにより非営利組織（NPO）の方を選ぶことをハンズマン（H. Hansmann）は「契約の失敗」（contract failure）と名付けている。<sup>11)</sup>

以上の「政府の失敗」ないし「市場の失敗」などを補う存在として誕生したのが非営利組織（NPO）ということである。

では次に非営利組織（NPO）の位置づけについて見ていくことにする。

## (5) 非営利組織の位置づけ

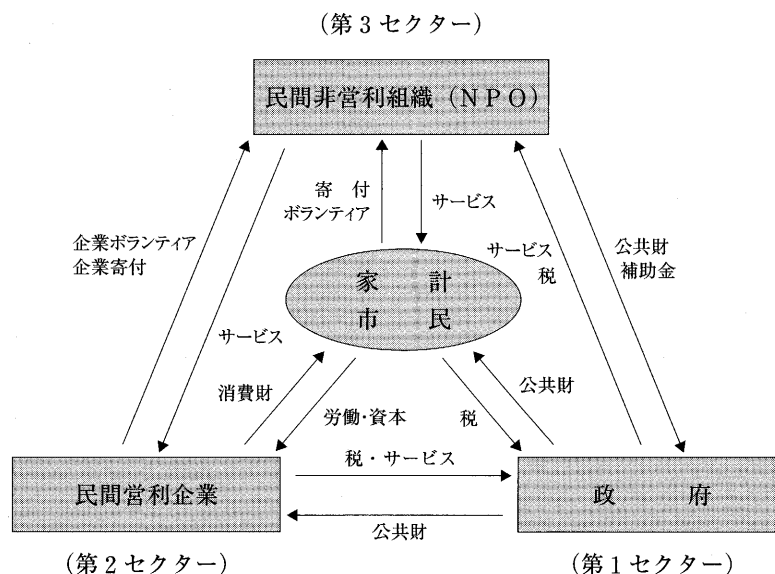
現在の社会システムは大きく3つの部門すなわち3つのセクターから成立している。3つのセクターによって社会は形成されているが、そのセクターをそれぞれ担っているのは次のような主体である。第1セクターの主体は政府（行政）であり、第2セクターは企業であり、第3セクターのそれは非営利組織（NPO）である。言い換えれば第1は公セクター、第2は私セクター、第3は公と私を結びつける、またはその中間的存在としての共セクター（社会セクター）である。第1の公セクターは公共経済のもとで既述したように公共性、均等性、均質性、画一性などを掲げ、公平、平等、中立、安定という価値観のもとで行動を行う。それに対して第2の私セクターは市場経済において経済性、収益性、生産性、合理性を追求し利潤の極大化を求めて行動する。第3の共セクター（社会セクター）は、第1セクター、第2セクターでは埋めることのできない部分、すなわち社会経済のもとで多様性、個性、柔軟性などを行動原理として第1セクターと第2セクターでは補いきれない部分を補う役割を担っている。<sup>12)</sup> 非営利組織（NPO）は第1でも第2でもない独自の分野として第3セクターに位置づけられる。

第1セクターの主体である政府や行政は、平等で中立的な立場より国民に対し公平かつ均一的な公共の財やサービスを安定的に提供することを目的としており、そのため国民の最大公約数的なニーズにしか応えられないという限界がある。

第2セクターの主体である企業は、市場原理、競争原理のもと利潤を追求することを優先し、その利潤追求という目的に関係のない部分には立ち入ることはない。そして企業の目的である利潤を追求することを優先するため、人間疎外、環境破壊など従業員や消費者などの利害関係者に不利益を招くような行為や倫理性を欠くような問題を生じさせることもある。

第3セクターの主体である非営利組織（NPO）は、政府や行政、企業とは異なる独自の商品（財）やサービスを提供する。国民の多様なニーズに対応するため、第1セクターと第2セクターでは補いきれなかった分野（部分）に関して社会的使命のもとでさまざまな商品（財）やサービスを提供することを任務とした組織である。

(図2) 非営利組織を含むトライアングル



(出所) 山内直人『NPO入門 (第2版)』日本経済新聞社 2004年 36ページをもとに加筆。



そしてこの3セクターに支えられて私たちは生活を営むことができるのである。これまでは第3セクターの位置づけがなく、ボランティアなどによって社会的弱者を援助するかたちで非公式に非営利組織（NPO）的な団体は存在していたが、それが明確に第1セクター、第2セクターと対等に第3セクターとして位置づけられるようになってきたのである。

## II 非営利組織（NPO）の定義

### （1）非営利組織に関する5つの定義

非営利組織（NPO）の捉え方は一様ではない。そのため非営利組織（NPO）の定義についてもさまざまなもの存在している。そのうち代表的な定義をいくつか考察していく。

第1の定義は、アメリカのジョンズ・ホプキンス大学のレスター・M・サラモン（Lester M. Salamon）の提唱しているものである。サラモンは非営利組織（NPO）研究の第一人者である。サラモンは以下のものを非営利組織（NPO）の定義として主張している。

- （1）公式のもの。ある程度の公共組織化されたもの。
- （2）民間のもの。制度的に政府から独立しているもの。すなわち非政府性。
- （3）利益配分をするものではない。組織の所有者に利益を生み出すためのものではない。利益は組織本来の使命のために再投資されなければならない。すなわち非分配性と非営利性。
- （4）自主管理。自分たちの活動を管理する力を備えていること。すなわち自律性。
- （5）自発的な意思によるもの。組織の実際の活動において、あるいはその業務のマネジメントについて、有志による自発的な参加をなにかしらか含むもの。すなわち自発性。
- （6）公共の利益のためのもの。公共の利益に奉仕し、寄与するものである。すなわち公益性。<sup>13)</sup>

以上の6点をサラモンは非営利組織（NPO）の定義としている。

第2の定義は、第1の定義を主張したサラモンを中心として1990年に世界各国の研究者や実務家を集めて構成された非営利セクターの国際比較調査によるものである。<sup>14)</sup> それはジョンズ・ホプキンス大学非営利セクター国際比較プロジェクトと呼ばれ、そこにおいて提起されたものである。

- （1）正式に組織されていること。ある程度組織化されていること。
- （2）民間であること。組織的に政府から離れていること。すなわち非政府性。
- （3）利益配分をしないこと。その組織の所有者あるいは理事に組織の活動の結果生まれた利益を還元しないこと。すなわち非分配性と非営利性。
- （4）自己統治。自己管理をする力があること。非営利組織（NPO）は統治のための独自の組織内手続きをもっており、外部の組織によってコントロールされていないということ。すなわち自律性。
- （5）自発的であること。その組織活動の実行やその業務の管理において、ある程度の自発的な参加があること。すなわち自発性。
- （6）非宗教的であること。宗教的礼拝や宗教的啓蒙の促進には基本的にかかわらない。
- （7）非政治的であること。選挙で選ばれる職の候補者を支援するようなことにはかかわらない。

以上の7点をあげている。基本的にはサラモンの定義と変わらない。(1)～(5)はほぼ同様であるが、(6)と(7)はプロジェクトの範囲をより実行可能なものにするために付加されたものである。<sup>15)</sup>

第3の定義は、わが国の民間非営利活動団体について経済企画庁が行った調査の結果により作成されたものである。

- (1) 非営利性。非営利とは、団体構成員の間で団体の利益（剰余金）を分配しないこと。
- (2) 経済価値の創出性。広く社会に対して経済的価値を生み出していること。
- (3) 非政府性。運営面、資金面で政府による支配を受けていないこと。
- (4) 自発性。活動者に参加の自発性があること。

以上の4点があげられている。<sup>16)</sup>

第4の定義は、富沢賢治教授によるものである。富沢教授は非営利組織（NPO）という名称ではなく、「非営利・協同組織」として定義を主張する。富沢教授によればこの「非営利・協同組織」とは、社会的目的をもった事業体であり、それは非営利組織（NPO）だけでなく各種協同組合なども含むものとし、非営利組織（NPO）以外の組織も含めた広義のものである。そして非営利・協同組織は次の4つの定義（諸原則）にもとづいて組織され運営されるものであるとしている。

(1) 開放性。開かれた組織であること。自発性にもとづく加入脱退の自由をもつこと。つまり開放性と同時に自発性のことである。

(2) 自立性。政府その他の権力の直接的統制下でない自治的組織であること。つまり自立性と同時に非政府性のことである。

(3) 民主性。1人1票制を原則として民主主義と参加という価値にもとづいて運営される組織であること。

(4) 非営利性。①投機的利潤の排除（利潤獲得ではなく、メンバー相互の利益または一般の公共的福祉の向上を目的とする組織であること）。②資本に対する人間の優位性（活動の過程と利潤の分配において、資本の権利ではなく人間を優先させる組織であること）。

さらに(1)と(2)は組織原則であり、(3)と(4)は運営原則であると述べている。<sup>17)</sup>

以上の4点を富沢教授は定義として掲げている。

第5の定義は、金子郁容教授によるものである。この金子教授の定義は非営利組織（NPO）の定義を直接行っているのではなく、コミュニティビジネスとは何かについて述べたうえで、そのコミュニティビジネスの担い手として非営利組織（NPO）を位置づけ、その担い手に位置づけた非営利組織（NPO）はどういった特徴をもっているのかを明らかにしたものである。この金子教授の定義を広義にはコミュニティビジネスの定義として、狭義には非営利組織（NPO）の定義として考察していくことにする。

(1) ミッション性。コミュニティに貢献するというミッションをもち、その推進を第1の目的とする。

(2) 非営利追求性。利潤の最大化を目指していない。

(3) 継続的成果。（経済的ないし非経済的な）具体的成果を上げ、活動が継続して行われている。

(4) 自発的参加。活動に参加しようとする人は自発的に参加している。すなわち自発性。

(5) 非経済的動機による参加。活動に参加する人の動機は金銭的なものを第1とせず、むしろ生き甲斐、人の役に立つ喜び、コミュニティへの貢献など、非経済的なものが主である。すなわち非経済性。<sup>18)</sup>

金子教授は以上の5点を主張している。

これら5つの定義、つまりサラモン、ジョンズ・ホプキンス大学非営利セクター国際比較プロジェクト、経済企画庁、富沢教授、金子教授によるものには一定の共通点がある。それは(1)民間によるもの（非政府性）、(2)非分配性（非営利性）、(3)自発性などである。金子教授の定義にはこの(1)非政府性は入っていないが、他の4つの定義には(1)～(3)の共通点が含まれている。

これらの共通点を核として、それぞれ独自の非営利組織（NPO）に必要な要素（項目）を定義に加えている。一般的には第2のジョンズ・ホプキンス大学非営利セクター国際比較プロジェクトの定義が利用される場合が多い。それは現在このプロジェクトに30カ国を越える国々が参加しており、そこでの研究者数も100人を超えるものであるためである。しかしこのような定義はなされていても非営利組織（NPO）と営利企業、非営利組織（NPO）と政府、非営利組織（NPO）と公的企業、非営利組織（NPO）と家計などの関係は、密接かつ複雑に結びついているため実際に非営利組織（NPO）とその他の組織の境界線を明確にすることは困難なことであり、そこにはこの定義に関係する課題が残されている。現在はもっとも適した定義をその都度適用するという方法がとられている。

## （2）非営利組織（NPO）のタイプ

非営利組織（NPO）はいくつかのタイプに分類される。それは特定非営利活動促進法の第二条で明らかのように活動分野は17の多分野にわたっており、それに沿って非営利組織（NPO）が設立されている。そこで果たされる機能や役割は多様なものとなる。機能、役割、収入源、支配関係などさまざまな側面から見ていくと非営利組織（NPO）のタイプは次のように具体的に分類される。

①会員制非営利組織（NPO） この非営利組織（NPO）はメンバーシップ制を採用しているものであり、その組織のメンバーに向けてサービスを提供しているものである。

②公共奉仕型非営利組織（NPO） このタイプは公共財や公共サービスを市民や国民といった不特定多数の人々に提供しているもの。

③企業型非営利組織（NPO） このタイプの非営利組織（NPO）は営利動機や行政の補完的役割を果たそうとして市民に接近した場合に生じる。

④行政補完型非営利組織（NPO） これは行政による官僚制の影響を受けている非営利組織（NPO）であり、政府セクターに近づいたために生じるものである。

⑤寄付型非営利組織（NPO） 寄付によって活動の大部分を補って、組織を維持しているタイプの非営利組織（NPO）である。

⑥互助型非営利組織（NPO） 組織の寄付者や消費者などに理事会を選ぶ権限があるようなタイプの非営利組織（NPO）である。

⑦慈善型非営利組織（NPO） チャリティー活動を行う非営利組織（NPO）で、その多くは伝統的な慈善活動、ボランティアグループ、アマチュアリズム、独立性というスタイルをもって活動しているものである。

⑧監視・批判型非営利組織（NPO） 政府や企業の行動や活動を監視したり、また問題があれば批判したりする市民運動などを行う団体としての非営利組織（NPO）である。

⑨事業型非営利組織（NPO） これは社会的サービスの提供、情報の提供や分析、コンサルティングを有料で行う非営利組織（NPO）である。

以上の①～⑨には名称は異なるが似通った側面もある。例えば、②と⑦、③と⑨、⑤と⑦などがそうである。これ以外にもさまざまな分類ができるが、ここでは最後の3つのタイプ、すなわち⑦慈善型、⑧監視・批判型、⑨事業型非営利組織（NPO）についてももう少し詳しく考察する。

⑦慈善型非営利組織（NPO）は、専ら社会からの寄付や政府からの支援金（助成金）によって存続している。言わば⑤寄付型非営利組織（NPO）の特徴と同様である。寄付や政府の支援金（助成金）など

の活動資金を継続的に調達することは困難なことである。社会的使命に基づいて「良いことのみ」を行っていても社会的な支持は得られず、非営利組織（NPO）が行っている活動を資金提供者に対して理解してもらうよう説明したり説得しなければならない。たとえ社会的使命に基づいた活動であるとしても経済性、合理性が求められるため効率的な管理方法なども考慮しなければならない。

⑧監視・批判型非営利組織（NPO）であるが、具体的な活動分野には環境、健康、教育、人権、反戦、その他などがある。例えば企業などのあまりにも一方的な営利追求によって生じた問題、実際に生じた例としてはイタイイタイ病、水俣病、四日市ぜんそく、最近では雪印の食中毒、三菱自動車のリコール事件、日本ハムの牛肉改ざん事件などの企業の非社会的な行為や活動に対して、さらにクボタやニチアス、その他多くの企業によって使用されていたアスベスト（石綿）による中皮腫等の健康障害などの環境、健康、人権などの諸問題に対して市民の立場から提言して改善を求めるといったものや、政府や国際的な機関の政策や活動に対して、例えば海外への自衛隊の派遣問題、北朝鮮の拉致被害者問題などについても同じく市民団体として監視し改善策を見出すというような活動をしている。<sup>19)</sup> 具体的には企業や政府に対しロビー活動、訴訟、不買運動、座り込みなどの方法により訴えていくような活動をする場合もある。

⑨事業型非営利組織（NPO）は、収益事業部門を有料化することによって財やサービスを提供しているものであり、まさに営利企業とほとんど変わりなく活動している組織である。例えば社会的サービスの内容としては医療、教育、文化、芸術、職業訓練、デイケア、環境、商品情報、さらに非営利組織（NPO）をサポートするというサービスを提供する活動なども含まれる。この事業型非営利組織（NPO）は営利企業と似ている側面もあるため営利企業と競合し市場での競争原理のもとで事業を取り合うこともあれば、営利企業と提携を結ぶことによって事業活動の幅を広げていく場合もある。しかしあくまで非営利組織（NPO）であるので収益を生む事業は行っても非分配原則（制約）により、利益・収益の分配をすることがないのがこの組織の特徴である。

以上9つの非営利組織（NPO）のタイプについて考察した。次章では非営利組織（NPO）と営利組織である企業との違いについて見ていくことにする。

（表5）NPOの3つのタイプ

	慈善型NPO	監視・批判型NPO	事業型NPO
時 期	伝統的	おもに60年代後半～70年代以降	おもに80年代～90年代以降
活 動 内 容	慈善活動	企業、政府活動の監視・批判、要求	社会的サービス提供、調査・情報提供
組 織 運 営	アマチュアリズム・ボランティア（→プロのスタッフによる運営）	アマチュアリズム・ボランティア／プロのスタッフによる運営	プロのスタッフによる運営
主たる資金源	寄付	寄付	事業収益
企業・政府との関係	独立 （コラボレーションも）	独立	独立／コラボレーション

（出所）奥林康司、稲葉元吉、貫隆夫編著『NPOと経営学』中央経済社 2002年 35ページ。

### Ⅲ 非営利組織（NPO）と営利組織（企業）との違い

非営利組織（NPO）と営利組織（企業）、それはどちらも組織体であり経営体である。そこにはもちろんマネジメントの機能も働いている。同じ組織体・経営体でありながらそれぞれの目的の違いなどから生じる特徴や差異がある。これまで考察してきたことを整理するかたちで、その両者の主要な特徴ならびに差異を比較しながら検討していく。

#### （1）指導原理

指導原理は、非営利組織（NPO）と営利組織（企業）とではまったく異なっている。既述したように非営利組織（NPO）は政府や行政、また企業では補うことができない分野を補完することを目的として存在している。そのため社会経済において多様性、個性、柔軟性を基礎として行動・活動を行っている。需要者（消費者）である国民のそれぞれ個々のニーズに対応するため、そのニーズにあったサービスを提供できるよう柔軟に対処していく。そこでは個人や組織の社会的使命に基づいて活動しているので非常に自発的な行動・活動が多くなる。

それに対し営利組織（企業）は市場原理、競争原理のもとで経済性、生産性、収益性、合理性などを基礎にして経営活動を営んでいる。企業は非営利組織（NPO）と同様に需要者（消費者）のニーズに対応するのではあるが、利潤を追求するために活動しているのでその目的は大きく異なる。

また非営利組織（NPO）は多様性、個性、柔軟性を基礎に需要者（消費者）のニーズに対応しているのであるが、そこでも非営利組織（NPO）は一定の成果を出さなければならない。それは企業のような利潤というかたちではなく有効性といった成果である。有効性という指導原理に基づき活動を行った結果、どれくらい有効な成果、例えば需要者のニーズを充すことができたのかなどを理解しておかなければならない。非営利組織（NPO）ではあってもその有効性を高めるために効率的に活動しなければならず、経営資源、活動資源をいかに効率的に使用して結果を出せるかという問題がそこには横たわっている。つまり有効性と効率性を念頭におき、ただボランティアとして活動し非効率的に非有効的なままで成果が出ないということでは非営利組織（NPO）の存続に問題が生じる。この有効性と効率性について谷本寛治教授は、「事業活動を進めていく際に、組織パフォーマンスにおける効率性、有効性を高めていくことが求められる。効率性とは、一つの事業を達成するのにどれくらいのコストを投入し効率的に活動を行ったか、経済的指標によって測る基準である。有効性とは、一つの事業を達成することによってどのような社会的成果が得られたか、クライアントの満足や社会的指標によって測る基準である」<sup>20)</sup>としている。同じく谷本教授は非営利組織（NPO）と企業の指導原理を比較して次のように述べている。「企業社会においては、私的・個別的な経済合理性・効率性に基づく行為原則（競争原理－能力主義）が支配しており、ここでは誰も社会的・集会的な合理性といったことを考慮しない。それに対置する共生社会が求めるところは、自省（reflection）と他者との対話に基づく行為原則（共生原理－博愛主義）である」<sup>21)</sup>と。企業であれば市場原理、競争原理、非営利組織（NPO）であれば共生原理というように指導原理は異なっているが、ある一定の成果、非営利組織（NPO）であれば有効性を求めなければならないこと、企業であれば利潤を追求しなければならないことなど両者とも求める目的は違うが、成果を出さなければならないということに関しては似かよった状況にある。

## (2) ステイクホルダー

一昔前まで企業においてはストックホルダー・シェアホルダー中心のつまり株主優先主義の考え方が主流であり、その企業の株主の利害関係を考慮していたが、現在ではそれのみを考慮していたのでは組織の存続は不可能であるため組織を取り巻く多くのステイクホルダー（利害関係者）の要望に応えていかなければならなくなってきた。非営利組織（NPO）と企業はもともと存在目的が違うので自ずとそこに存在しているステイクホルダーも異なっている。

非営利組織（NPO）のステイクホルダーとしてはサービスを受ける需要者（市民、国民）、助成金などで関連する政府、寄付などをする市民・市民団体、その他の団体、自発的に活動してくれるボランティア、有給で働く職員、会費などを支払って入会している会員、組織の運営などの責任者である理事、活動の拠点となる場所の近隣のコミュニティやそこに生活している住民などが存在している。これら以外にもさまざまなステイクホルダーがいる。<sup>22)</sup>

それに対して企業の場合には株式を購入してくれる株主、組織の内部にいる労働者である従業員、商品（財）やサービスを購入してくれる消費者、取引先などの他企業、労働者の労働条件等の利益を守る労働組合、企業の近隣に住む住民（地域社会）、資金の出資などを行ってくれる金融機関、その他税金や助成金などで関連する政府など、さまざまな利害関係者が存在している。それらの存在のなかに非営利組織（NPO）や企業は位置づけられているのである。

両組織ともにステイクホルダーが多数存在するという事は明らかであるが、その利害関係者に対して組織の活動に関して説明しなければならないという責任、すなわちアカウントビリティ（説明責任）が発生する。非営利組織（NPO）や企業では設立の目的、活動内容、収入と支出などの財務状況、組織の統制状況などを明らかに示して利害関係者の信頼を得ながら存続していかなければならない。これは非営利組織（NPO）でも企業でも同様に必要なことである。このアカウントビリティをステイクホルダーに対して行わなければ、ステイクホルダーはその組織が行っている業務内容、活動内容、財務状況などを理解できないため非常に不安になり不信感を抱くことになる。ステイクホルダーは随時明確に業務内容、活動内容、財務状況などの説明義務を果たす非営利組織（NPO）や企業へと移っていき、そうなる組織の存続、維持は不安定なものとなる。組織の維持、存続の点からもステイクホルダーへのアカウントビリティは重要なものとなる。<sup>23)</sup>

## (3) 社会的使命

社会的使命（ミッション）は非営利組織（NPO）にとって非常に重要なものである。言い換えればこの社会的使命があるからこそ非営利組織（NPO）は存続していけるといっても過言ではない。では社会的使命（ミッション）とはどのようなものだろうか。それは達成すべき使命である。非営利組織（NPO）のミッションとは、具体的には社会性、民主性、非営利性などである。それぞれ社会性、民主性、非営利性などに基づいて活動を行う。ミッションはその非営利組織（NPO）にかかわろうとする個人を動機づけ、組織として何をすべきか、その方向性を示す道しるべ、羅針盤となるものである。非営利組織（NPO）は社会貢献活動、ボランティア、地域の活性化などの社会のシステムをうまく調整しながら住み良い社会の設立を目指す。具体的にはそれぞれのミッションは異なるが、それは医療、福祉、教育、文化、地域づくりなど社会に貢献する活動を行っている。そこで活動する人々の動機づけになるものがミッションである。

企業では（１）指導原理でも明らかなように利潤を最大限にすることが目的、目標である。では企業には社会的使命はないのだろうか。企業におけるこの社会的使命（ミッション）とは一次目標ではなく、二次目標、副次的目標として存在している。具体的には企業の目的である利潤追求のために企業はイメージアップをはからなければならず、そのために社会貢献、地域貢献、ボランティア活動などを行う。企業にとってミッションは目的である利潤を追求するための手段に位置づけられる。

他方、先述したように非営利組織（NPO）においてミッションは大変重要なものである。それに賛同すれば寄付や組織への参加が得られるが、それが他者に認められず賛同されなければ組織の存続自体が不安定なものとなる。また非営利組織（NPO）はこのミッションと実際の活動に矛盾が生じないように自らモニタリングし、自己統制をしながら他者つまり賛同者に活動内容が理解され続けるようにしなければならない。

#### （４）成果分配（配分）

非営利組織（NPO）の定義や法律において成果分配（配分）に関しては禁止されていることは明らかである。非営利組織（NPO）は非分配原則（制約）に則り会員、寄付者、理事、スタッフなどへの事業収益すなわち事業活動によって生じた剰余分を分配（配分）することは禁止されているのである。非営利組織（NPO）が収益をあげること自体は問題ではないが、それを関係者（構成メンバー）の間で分配（配分）することはできない。<sup>24)</sup>

反対に企業の場合は、（２）ステイクホルダーのところでも明らかであったように関係者、例えば株主、従業員、他企業、金融機関などのさまざまな主体に対して収益すなわち剰余価値を分配（配分）するのは当然であり、それを分配（配分）しなければ（できなければ）利害関係者は企業の業績が良くないものと判断し有利な分配（配分）を行っている企業へと離れていくことになる。<sup>25)</sup>

成果分配（配分）に関しては非営利組織（NPO）と企業とはまったく異なった見解をもつ。しかし谷本教授によれば非営利組織（NPO）も成果分配（配分）を行っていると考えられるとしている。最初に非営利組織（NPO）という存在の社会的意味や価値の交換まで含めて考えるとしたうえで「寄付やボランティアといった行為、理事や会員になるという行為に対して、NPOはボランティアや活動の場を提供し、自己充実、社会的所属感、社会的アイデンティティを確証する場を与えているとすることができる。NPOはステイクホルダーに対して社会的な意味や価値を配分する社会的組織と捉えることができる。こういった視点からみると、NPOは配分していると言うこともできる」<sup>26)</sup>と。つまり見方を変えれば非営利組織（NPO）が利害関係者に対し社会貢献、地域貢献を行える場や機会を与えたり、提供したりする。そのことを谷本教授は分配（配分）だと認識しているのである。

このように（１）指導原理、（２）ステイクホルダー、（３）社会的使命、（４）成果分配（配分）の４点を非営利組織であるNPOと営利組織である企業とを比較することによって、それぞれの特徴ならびに差異がより明確に現れた。

#### 結びにかえて

本稿では経営学の研究対象を広義に捉えるため非営利組織（NPO）が研究対象になることを説明したうえで、その非営利組織（NPO）の基本的性格について考察した。

まずはじめに、なぜ1998年に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されたのか、またなぜ現在非営

利組織（NPO）の存在が社会にとって必要なのかなど法律成立の意向と根拠、存在意義などを明らかにした。そして特定非営利活動促進法（NPO法）において認証されている活動分野は17活動あるが、その17活動のみではまだ領域が狭すぎるということなどを指摘した。さらに社会的背景として市場の失敗、政府の失敗、契約の失敗などさまざまな社会システム上の問題が残されていることも究明した。それぞれの既存の組織である政府、行政、企業などでは補いきれない分野があり、それを補う主体が必要となり、そこで非営利組織（NPO）が出現したのである。それとともに非営利組織（NPO）は政府や企業とは違う分野、すなわちその両者とは異なるセクターに位置づけられた。

次に非営利組織（NPO）の定義について代表的な5つの説を考察した。第1としてこの研究の第1人者であるサラモン、第2にはジョーンズ・ホプキンス大学の非営利セクター国際比較プロジェクト、第3に経済企画庁、第4には富沢賢治教授、第5に金子郁容教授などの定義について比較検討し、それらの定義の共通点などを明確にした。その共通点とは（1）民間によるもの（非政府性）、（2）非分配性（非営利性）、（3）自発性などであった。また非営利組織（NPO）のそれぞれ活動形態の違いによってタイプ別に9種類に別れていることが明らかになった。そのなかで慈善型非営利組織（NPO）、監視・批判型非営利組織（NPO）、事業型非営利組織（NPO）の特徴について詳しく検討した。

最後に、本稿で経営学の研究対象に位置づけた非営利組織（NPO）とこれまでの斯学の研究対象とされた営利組織（企業）の主要な特徴を比較することによりそれぞれの性格を究明した。具体的には指導原理、ステイクホルダー、社会的使命、成果分配（配分）などについて比較検討を行い、それによって非営利組織（NPO）と営利組織である企業との違いなどが明確になった。

NPOと企業には非営利組織あるいは営利組織という違いはあるが、両者ともに組織であるという共通性があり、その組織を継続的に運営、経営していくためには同じような条件があった。非営利組織（NPO）は明確な社会的使命をもち効率的に有効に投入された資源を利用して需要者（消費者）のニーズに応えていかなければならず、またステイクホルダーに活動内容、財務状況などを説明して納得してもらわなければならなかった。納得されなければ寄付などを受けられなくなる。また企業の目的・目標は利潤追求であり非常に明確である。経営資源を経済的に合理的に利用し経営活動を行っていくことによって利潤の極大化を目指していた。そして企業もステイクホルダーに対して経営活動の状況の説明や財務報告などをしなければならぬ。企業が行なう経営活動や財務状況についてステイクホルダーに説明し、納得してもらえなければそれらを失ってしまうことになる。このように両者とも組織を運営、経営するという意味では大きく異なるものではなかった。しかし非営利組織（NPO）は社会的使命を達成することを第1目的とし、企業は最大限に利潤を追求することを第1目的としていること、そして成果を非営利組織（NPO）はステイクホルダーに分配（配分）できないこと、他方企業においては成果分配（配分）がなされなければ企業の維持・存続に問題が生じることなどは大きく異なっていた。組織をマネジメントするという意味では類似点も多いが、やはり根本的な原理、目的が異なっているため現実的に両者は似て非なるものである。非営利組織（NPO）と企業には共通点（組織の一般性）ならびに差異点（組織の特殊性）の両者が同時に存在していた。

非営利組織（NPO）の位置づけや性格などを営利組織である企業のそれと比較検討することによって、両者の共通点、差異点がより一層明確になった。政府や行政、企業という主体にもともと存在する目的や意義などに違いがあるため、それらの主体では補いきれないニッチの部分がある。それを補填する存在が非営利組織（NPO）である。現代のように変化の激しい社会、また豊かな社会になると人間の欲



望・要求などが高くなってしまい、そのニーズに対応するためにますます非営利組織 (NPO) に対する要望や期待は大きくなる。しかし残念ながらその要望や期待に応えるための法律の制定、ないしは非営利組織 (NPO) 自体のシステム形成などまだまだ整っていないところがあるというのが現状である。社会的要求に応えながら非営利組織 (NPO) 自体もさまざまな問題を乗り越えなければならない。また非営利組織 (NPO) 自体の問題だけでなく法律的にも、社会システムのにも整備や支援が必要である。

## 注

- 1) 大橋昭一、渡辺朗『現代経営学理論』中央経済社 1999年 1ページ。
- 2) 山内直人『NPO入門 (第2版)』日本経済新聞社 2004年 48~51ページ。
- 3) 内閣府ホームページ「特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数、不認証数等」<http://www.npo-homepage.go.jp/data/pref.html> (アクセス日 2005/11/17)
- 4) 斉藤力夫、田中義幸編著『NPO法人のすべて - 特定非営利活動法人の設立・会計・税務 - [増補4版]』税務経理協会 2003年 4ページ。一説ではボランティア活動に参加した人数はのべ130万人を超えるともいわれている。山本啓、雨宮孝子、新川達郎編著『NPOと法・行政』ミネルヴァ書房 2002年 29ページ。
- 5) 内閣府ホームページ「特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第一条」[http://www.npo-homepage.go.jp/new\\_manual/hou.pdf](http://www.npo-homepage.go.jp/new_manual/hou.pdf) (アクセス日 2005/11/17)
- 6) 特別法に基づく民法34条以外の広義の公益法人および非営利法人には次のようなものが含まれている。学校法人 (私立学校法)、社会福祉法人 (社会福祉法)、宗教法人 (宗教法人法)、中間法人 (中間法人法)、特定非営利活動法人 (特定非営利活動促進法)、その他の特殊法人 (国民生活センター、日本育英会等)、労働組合 (労働組合法)、農業協同組合 (農業協同組合法)、消費生活協同組合 (消費生活協同組合法)、更生保護法人 (更生保護事業法)、その他 (多数) など。民法34条に基づく公益法人は社団法人と財団法人がある。(山本啓、雨宮孝子、新川達郎編著『NPOと法・行政』ミネルヴァ書房 2002年 32~34ページ参照。\*現在、一部法人自体の名称変更もあり。2002年の時点での名称をそのまま記載。括弧内はその法人を規定している法律などである。) 奥林康司、稲葉元吉、貫隆夫編著『NPOと経営学』中央経済社 2002年 31~32ページ参照。経済企画庁編『平成12年版 国民生活白書 - ボランティアが深める好縁 -』経済企画庁 2000年 129~130ページ参照。
- 7) 内閣府ホームページ「特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二条」[http://www.npo-homepage.go.jp/new\\_manual/hou.pdf](http://www.npo-homepage.go.jp/new_manual/hou.pdf) (アクセス日 2005/11/17)
- 8) 内閣府ホームページ「特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 別表 (第二条関係)」[http://www.npo-homepage.go.jp/new\\_manual/hou.pdf](http://www.npo-homepage.go.jp/new_manual/hou.pdf) (アクセス日 2005/11/17)
- 9) 2002年12月臨時国会において特定非営利活動促進法 (NPO法) の改正案が出され、2003年5月1日より新たな活動が5つ加えられ12から17活動に増やされた。
- 10) 経済企画庁国民生活局編『特定非営利活動法人の活動・運営の実態に関する調査』大蔵省印刷局 2000年 122~124ページ。
- 11) Hansmann, Henry B., "The Role of Nonprofit Enterprise," *The Yale Law Journal*, 89 (5), 1980, pp.835 - 901. Hansmann, Henry B., "Economics Theories of Nonprofit Organizations." in W. W. Powell (ed.), *The Nonprofit Sector: A Research Handbook*, 1987. 同じく契約の失敗と情報の非対称性について James, E., and S. S. Rose-Ackerman., *The Nonprofit Enterprise in Market Economies*, 1986, pp. 29 - 33. (E. ジェイムズ、S. ローズエイカーマン編著 田中敬文訳『非営利団体の経済分析 - 学校、病院、美術館、フィランソロピー -』多賀出版 1993年 17~26ページ) 等を参照。
- 12) これまで一般的に使用されてきた意味としては第1セクターは公共部門、第2セクターは民間部門、そして第3セクターは第1と第2の中間にあたる公私合同 (混合) 部門であったが、それとは異なり第3セクターは共的部門に位置づけられる。
- 13) Lester M. Salamon., *America's Nonprofit Sector, A Primer*, 1992, pp.6-7. (レスター・M・サラモン著 入山映訳『米国の「非営利セクター」入門』ダイヤモンド社 1994年 21~23ページ。)

- 14) このジョンズ・ホプキンス大学非営利セクター国際比較プロジェクトは、1990年5月に開始され、対象各国の民間非営利あるいはボランティアセクターの主要な特徴を実証するために世界中で12カ国の研究者たちが行った共同作業である。このプロジェクトは次の5つの目的を成し遂げるために企画されたものである。
- ①一貫性のある比較論的手法を用い、各国横断的に非営利セクターの範囲、構造、財政的基盤を明確にすること。
  - ②世界の異なった地域の非営利セクターの歴史的起源や法律上の位置づけやそのセクターの発展を促進、あるいは阻害する要因を理解すること。
  - ③非営利セクターに対する公的部門と民間部門による政策のためのよりよい基盤を提供すること。
  - ④政府、民間のリーダー、また一般市民の側のこのセクターに関する意識向上をはかること。
  - ⑤将来この作業を推進していくためにおのおの現地の能力向上をはかること。
- Lester M. Salamon and Helmut K. Anheier., *The Emerging Nonprofit Sector, an Overview.*, 1996, (Johns Hopkins nonprofit sector series; 1) pp.7-8. さらに次の著書を参照。Lester M. Salamon and Helmut K. Anheier., *The Emerging Sector: The Nonprofit Sector in Comparative perspective - an Overview.*, The Johns Hopkins Institute for Policy Studies, 1994. (レスター・M・サラモン、H・K・アンハイアー著 今田忠監訳『台頭する非営利セクター』ダイヤモンド社 1996年)。
- 15) *Ibid.*, 1996. pp.14-15. さらに *Ibid.*, 1994. (同訳書) 参照。
- 16) 経済企画庁国民生活局編『日本のNPOの経済規模』大蔵省印刷局 1998年 7～8ページ。
- 17) 富沢教授の場合、「非営利・協同組織」という非営利組織(NPO)も含めた「広義の組織を対象としたもの」の定義である。その広義の組織の1つである協同組合とNPOの差異点と共通点について以下のように述べている。「NPOと異なる協同組合の特徴は、……協同組合の目的がメンバーのニーズを満たすこと、あるいはメンバーが利益を受けることにある、という点にある。これに対して、NPOの特徴は、NPOの目的が、メンバーの利益の実現に限定されず、メンバー以外の他者の利益の実現をはかるという点にある。両者の異同を明確にするためにいささか粗雑な表現をとるならば、協同組合は自助の組織であり、NPOは他助の組織であると言える。しかしながら、両者は、利潤獲得を第1義的な目的としていない『非営利目的の組織』(Not-for-Profit Organization)であるという点では、共通している。」(川口清史、富沢賢治編著『福祉社会と非営利・協同セクター -ヨーロッパの挑戦と日本の課題-』日本経済評論社 1999年 20ページ。) 以上のような認識から、ここでは富沢教授の「非営利・協同組織」の定義を非営利組織(NPO)の定義と同様のものと捉えることにする。川口清史、富沢賢治編著『福祉社会と非営利・協同セクター -ヨーロッパの挑戦と日本の課題-』日本経済評論社 1999年 27ページ。富沢賢治『非営利・協同入門』同時代社 1999年 12～14ページ。富沢賢治『社会的経済セクターの分析 -民間非営利組織の理論と実践-』岩波書店 1999年などを参照。
- 18) 本間正明・金子郁容・山内直人・大沢真知子・玄田有史『コミュニティビジネスの時代 -NPOが変える産業、社会、そして個人-』岩波書店 2003年 22～24ページ参照。
- 19) 国際的な活動については一般的に非営利組織(NPO)ではなくNGO(非政府組織-Non Governmental Organization)が関与している場合が多い。それは国際的な場所での途上国開発などの国際ボランティア組織がこれまでたくさん活動しているためである。最近では国際的な活動をするときに限ってNGOとする場合もある。田尾雅夫・川野祐二編著『ボランティア・NPOの組織論 -非営利の経営を考える-』学陽書房 2004年 25～41ページ参照。
- 20) 谷本寛治・田尾雅夫編著『NPOと事業』ミネルヴァ書房 2002年 3ページ。
- 21) 和歌山大学経済学会『経済理論』第271号 1996年 48ページ。
- 22) 非営利組織のタイプ別分類で考察した⑨事業型非営利組織つまり一般企業と大きく変わることはない組織のステイクホルダーに関しては、Victor A. Pestoff., *Beyond the Market and State: Social enterprises and civil democracy in a welfare society*, 1998, pp.106-116. (ビクター A. ペストフ著 藤田暁男・川口清史・石塚秀雄・北島健一・的場信樹訳『福祉社会と市民民主主義 -協同組合と社会的企業の役割-』日本経済評論社 2000年 129～141ページ)を参照。そこでは⑨事業型非営利組織に類似した組織である「社会的企業」の理論、事例などについて検討され、またステイクホルダーについても述べられている。

- 23) David Billis, "What Can Nonprofits and Businesses Learn from Each Other?", in David C. Hammack, Dennis R. Young (eds.), *Nonprofit Organizations in a Market Economy*, 1993, pp.331-333. 参照。
- 24) 周知のように非営利組織（NPO）の非営利活動は、利益を関係者に分配しないという原則で成り立っている。しかしこの点が誤認されやすい。それは「非営利」という点である。非営利組織（NPO）の「非営利」とは「無償」とは別の概念であり財やサービスを需要者に提供することによって利益を上げることは問題のないことである。利益を上げる活動を行ってもよいが、それを関係者に分配せずに、事業のために再投資することが「非営利」の意味である。（経済企画庁編『平成12年版 国民生活白書 - ボランティアが深める好縁-』大蔵省印刷局 2000年 140ページ参照。）
- 25) ステイクホルダーに対して収益（剰余価値）を分配（配分）しなければならないのではあるが、現実的に資本主義企業においては収益（剰余価値）の分配（配分）が従業員などには適正に行われていない場合が多い。例えば搾取やサービス残業などがその一例としてあげられる。
- 26) 奥林康司、稲葉元吉、貫隆夫編著『NPOと経営学』中央経済社 2002年 39ページ。